

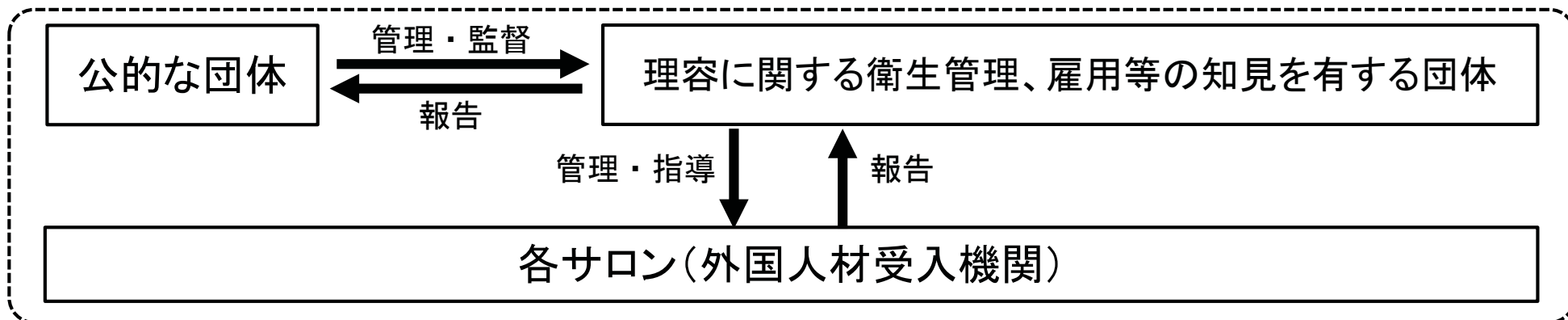
第29回東京圏国家戦略特別区域会議 東京都提出資料

課題

- 日本の理容学校で学ぶ外国人留学生は、毎年国家資格である理容師免許を取得しているが、日本での就労が認められていない
- 当該外国人理容師が、日本のサロンで技術を実践的に身に付けられるよう、就労を可能にするとともに、インバウンド需要に対応する人材や日本の理容技術を海外に伝える担い手として育成することが重要

提案内容

- 外国人材の受入機関となる各サロンを公的に管理する仕組みを整備することを前提として、理容学校を卒業し理容師免許を取得した外国人理容師の就労を可能とする



日本の高い理容技術が広く海外に伝わり、クールジャパンの観点での魅力発信に寄与